

# 千駄谷小学校 P T A 細則

## 第1条（選考委員会の設置と構成）

千駄谷小学校 P T A 規約第11条第1項に基づき、選考委員会を設置する。

2 選考委員会は学年部・本部役員・教職員若干名で構成する。

## 第2条（選考委員の選出・任期）

選考委員は、運営委員会の互選により選出する。

2 選考委員の任期は選考委員会が推薦した役員及び会計監査の候補者が総会において承認されるまでとする。

## 第3条（選考委員会の運営）

選考委員会の運営については以下のように定める。

### (1) 委員会の開催

(ア) 第1回目の選考委員会は第1条第2項に定める本部役員が招集し開催する。

(イ) 選考委員会は当該委員会の目的を達成するため、委員の任期中に適時開催する。

### (2) 役員及び会計監査候補者の資格

役員及び会計監査候補者は以下の条件を満たすものとする。

(ア) 千駄谷小学校のPTA会員であること。

(イ) 健康で役員の任務ができること。

(ウ) 人格・見識が高いと認められること。

(エ) 政治的・宗教的にその役職を利用しないと認められること。

### (3) 適格者の決定および交渉方法と交渉順

(ア) 会員から自薦他薦により候補者を募り、その中から前項の資格について検討し、適格者を決める。

(イ) 交渉順位は委員の話合いにより決める。

(ウ) 交渉順位はそれぞれの役職ごとに定め、同一人物に重複してもよい。

(エ) 交渉は委員が協力して行う。

## 第4条（各部委員の選出方法）

各部委員は立候補及び協議により選出する。

## 第5条（各部の任務）

各部の任務は、次の通りとする。

### ・学年部

・学級・学年別懇談会ほか集会活動などの運営推進

・その他、会の目的にかなう活動の分担・推進

### ・広報部

・会報の発行

・会員の意向を運営に反映させるための調査活動

・その他、会の目的にかなう活動の分担・推進

### ・校外部

・児童にかかわる地域の環境整備に関する情報収集

・児童の登下校の安全を確保するための活動の推進

・その他、会の目的にかなう活動の分担・推進

2 各部は年度初めの部会で活動計画を作成し、総会の承認を受ける。

3 各部は年度末に事業の改廃等についての意見をまとめ、次年度に申し送る。

## 第6条（会費の納入及び返金）

会費の納入及び返金については以下のとおり定める。

### (1) 会費の納入

千駄谷小学校在籍児童の保護者は会費の年額分（月額分×12）を当該年度の学納費初回納入と同時に一括納入する。転入児童の保護者については当該年度の転入翌月から3月分までの会費を一括納入する。

(2) 会費の返金

転出児童の保護者は当該年度の転出翌月から年度末までの非在籍分の会費を返金請求できる。但し、返金を希望する場合は、転出月の翌月末までに会費返金申請書を提出しなければならない。なお振込手数料は返金額より差し引くこととする。

(3) 教職員会員の会費事務

教職員会員の会費事務に関しては学校規定の処理方法により行う。

[付] 本細則は、運営委員会で出席者の過半数の賛成をもって改正することができる。

令和4年6月8日改正

令和4年6月8日施行

令和8年1月10日改定

令和8年1月27日施行